

○岩手県産業廃棄物税条例施行規則

平成15年6月25日規則第87号

岩手県産業廃棄物税条例施行規則をここに公布する。

岩手県産業廃棄物税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、[岩手県産業廃棄物税条例\(平成14年岩手県条例第72号。以下「条例」という。\)](#)の実施のための手続その他その施行について必要な事項を定めるものとする。

(徴収金等についての書類等)

第2条 産業廃棄物税に係る[岩手県県税条例\(令和3年岩手県条例第58号\)第5条第1項](#)に規定する徴収金(以下「徴収金」という。)、過料又は歳入歳出外現金等についての書類、帳簿又は報告書その他出納に関する取扱手続で[条例](#)又はこの規則に定めのないものは、[会計規則\(平成4年岩手県規則第21号\)](#)の定めるところによる。

一部改正〔令和3年規則81号〕

(県税条例施行規則の準用)

第3条 [岩手県県税条例施行規則\(令和3年岩手県規則第80号。以下「県税条例施行規則」という。\)](#)第3条から第5条まで、第9条、第12条(第2号及び第3号を除く。)、第13条から第34条まで(第21条並びに第34条第1項の表の1の項から3の項まで、9の項及び39の項並びに第3項を除く。)及び第35条の規定は産業廃棄物税の賦課徴収について、[県税条例施行規則第6条](#)、[第36条から第38条まで](#)の規定は産業廃棄物税の犯則事件の調査及び処分について準用する。

一部改正〔平成27年規則105号・30年37号・令和3年81号〕

(委任外事項等)

第4条 知事は、[条例第5条第1項各号](#)の事項について決定したときは、必要事項を関係する広域振興局長(以下「局長」という。)に通知するものとする。

2 局長は、[条例第5条第1項第2号](#)の規定による課税地の指定を要するものがある場合においては、知事にその指定を求めるものとする。

一部改正〔平成18年規則98号・22年36号・令和3年81号〕

(納付書等の様式)

第5条 次の表の左欄に掲げる[条例](#)の規定による同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条項	書類
1 条例第7条第1項	納税管理人申告書
2 条例第7条第1項	納税管理人承認申請書
3 条例第7条第2項	徴収金の徴収確保に支障がないことの認定申請書

2 [条例第3条第3号](#)及び[第4号](#)に規定する規則で定める文書は、別に定める様式による納付・納入(払込)書とする。

3 [条例第4条](#)に規定する徴税吏員証票の様式は、[県税条例施行規則様式第1号](#)又は[様式第2号](#)によるものとする。

一部改正〔平成27年規則105号・30年37号・令和3年81号〕

(納税管理人の承認等の通知)

第6条 局長は、[条例第7条第1項](#)の規定による申請書の提出があった場合において納税管理人の承認をしたとき、又は承認をしなかったときは、その旨を別に定める様式による納税管理人承認(不承認)通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 局長は、[条例第7条第2項](#)の規定による申請書の提出があった場合において徴収金の徴収の確保に支障がないことについての認定をしたとき、又は認定をしなかったときは、その旨を別に定める様式による徴収金の徴収確保に支障がないことの認定(認定をしないこと)の通知書により当該申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成27年規則105号・令和3年81号〕

(換算係数)

第7条 [条例第11条第2項](#)に規定する規則で定めるところにより換算して得た重量は、次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類(種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類)に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる換算係数を産業廃棄物の容量に乗じて得た重量とする。

産業廃棄物の種類	換算係数
1 燃え殻	1.14
2 汚泥	1.10
3 廃油	0.90
4 廃プラスチック類	0.35
5 紙くず	0.30
6 木くず	0.55
7 繊維くず	0.12
8 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00

9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第2条第4号の2に掲げる産業廃棄物	1.00
10 ゴムくず	0.52
11 金属くず	1.13
12 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
13 鉱さい	1.93
14 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
15 動物のふん尿	1.00
16 動物の死体	1.00
17 廃棄物処理法施行令第2条第12号に掲げる産業廃棄物	1.26
18 廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物	1.00

備考1 この表の1の項から4の項までに掲げる産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第4項第1号に掲げる産業廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油及び廃プラスチック類とし、同表の5の項から8の項まで及び10の項から16の項までに掲げる産業廃棄物は、廃棄物処理法施行令第2条第1号から第4号まで及び第5号から第11号までの各号に掲げる廃棄物とする。

2 この表の換算係数は、1立方メートル当たりのトン数とする。

(産業廃棄物税の特別徴収義務者の指定)

第8条 [条例第14条第1項](#)に規定する産業廃棄物税の徴収の便宜を有する者で規則で定めるものは、最終処分場の設置者以外の者で局長が産業廃棄物税の徴収の便宜を有するものと認めて指定するものとする。

2 局長は、前項の規定により産業廃棄物税の特別徴収義務者を指定した場合においては、別に定める様式による産業廃棄物税の特別徴収義務者指定通知書により当該特別徴収義務者として指定した者に通知するものとする。

一部改正〔平成27年規則105号・令和3年81号〕

(産業廃棄物税の納入申告書等の様式等)

第9条 [条例第15条](#)に規定する規則で定める納入申告書は、別に定める様式による産業廃棄物税納入申告書とする。

2 前項の産業廃棄物税納入申告書には、課税標準たる重量及び税額を記載しなければならない。

3 [条例第18条第2項](#)に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による産業廃棄物税還付・納入義務免除申請書とする。

4 前項の産業廃棄物税還付・納入義務免除申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 還付又は免除を受けようとする産業廃棄物税に係る課税標準たる重量

(2) 還付又は免除を受けようとする税額及びその理由

5 [条例第19条第3項](#)に規定する規則で定める証票は、[別記様式](#)によるものとする。

6 [条例第20条第1項](#)に規定する規則で定める納付申告書及び[同条第2項](#)に規定する規則で定める修正申告書は、別に定める様式による産業廃棄物税納付(修正)申告書とする。

7 前項の産業廃棄物税納付(修正)申告書には、申告納付又は修正申告納付に係る課税標準たる重量及び税額を記載しなければならない。

全部改正〔平成28年規則53号〕

(担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続)

第10条 [条例第16条第1項](#)に規定する規則で定める要件は、[同項](#)の規定による徴収猶予の申請をした産業廃棄物税の特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前3年以内において産業廃棄物税に係る地方団体の徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物税に係る地方団体の徴収金の納入状況からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物税を納入することが確実に認められることとする。

2 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の10の規定は、[条例第16条第1項](#)の規定により徴する担保の提供手続について準用する。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の承認等の通知)

第11条 [条例第18条第4項](#)の規定による通知は、別に定める様式による産業廃棄物税還付・納入義務免除承認(不承認)通知書により行うものとする。

一部改正〔平成27年規則105号〕

(特別徴収義務者としての登録の申請書)

第12条 [条例第19条第2項](#)に規定する申請書は、別に定める様式による産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書・最終処分場の設置等の届出書(登録票)によるものとする。

2 [条例第19条第2項第4号](#)に規定する規則で定める事項は、最終処分場の許可に係る許可年月日、許可番号、最終処分場の規模その他の最終処分場の概要に関する事項とする。

一部改正〔平成27年規則105号〕

(産業廃棄物税の証票の再交付)

第13条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、[条例第19条第3項](#)の規定により交付があった証票を紛失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、遅滞なく、別に定める様式による産業廃棄物税に係る証票の紛失・破損、汚損届出書により、局長に届け出なければならない。

2 局長は、前項の規定による届出があった場合において、その届出の事実には誤りがないと認めるときは、当該届出に係る特別徴収義務者に対し、証票を再交付するものとする。

一部改正〔平成27年規則105号・令和3年81号〕

(特別徴収の義務の消滅に伴う申告)

第14条 [条例第19条第6項](#)の規定による申告は、別に定める様式による産業廃棄物税に係る廃業・証票の返納申告書により行うものとする。

一部改正〔平成27年規則105号〕

(最終処分場の設置等の届出)

第15条 [条例第21条第1項](#)及び[第2項](#)([同条第3項](#)において準用する場合を含む。)の規定による届出は、産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書・最終処分場の設置等の届出書(登録票)により行うものとする。

(帳簿記載義務)

第16条 [条例第22条](#)に規定する産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者(以下「特別徴収義務者及び納税者」という。)は、産業廃棄物の搬入に係る最終処分場ごとに、次に掲げる事項を産業廃棄物の搬入の都度[条例第23条](#)に規定する帳簿(以下「産業廃棄物税関係帳簿」という。)に記載しなければならない。

(1) 産業廃棄物の搬入年月日

(2) 産業廃棄物を生じた者の氏名又は名称及び住所又は所在地

(3) 産業廃棄物の重量及び税額

一部改正〔平成17年規則52号〕

(産業廃棄物税関係帳簿の電磁的記録による保存等)

第17条 [条例第23条](#)の規定に基づき産業廃棄物税関係帳簿に係る[同条](#)に規定する電磁的記録(以下「電磁的記録」という。)の備付け及び保存をもって当該産業廃棄物税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者及び納税者は、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。)第25条第1項の規定の例により当該産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

一部改正〔平成17年規則52号・76号・令和3年81号〕

(産業廃棄物税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第18条 [条例第24条第1項](#)の規定に基づき産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の[同項](#)に規定する電子計算機出力マイクロフィルム(以下「電子計算機出力マイクロフィルム」という。)による保存をもって当該産業廃棄物税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者及び納税者は、総務省令第26条第1項の規定の例により当該産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。

2 [条例第24条第2項](#)に規定する規則で定める場合は、総務省令第26条第3項に定める場合とする。

3 [条例第24条第2項](#)の規定に基づき産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の保存に代えようとする特別徴収義務者及び納税者は、総務省令第26条第4項の規定の例により当該産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。

一部改正〔平成17年規則52号・76号・30年37号・令和3年81号〕

(産業廃棄物税の更正等の通知)

第19条 地方税法(昭和25年法律第226号)第733条の16第4項、第733条の18第7項又は第733条の19第5項の規定による通知は、別に定める様式による産業廃棄物税更正、決定・加算金決定通知(納税の通知)書により行うものとする。

一部改正〔平成18年規則153号・27年105号・30年37号・令和3年81号〕

附 則

この規則は、[条例](#)の施行の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第52号)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の岩手県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成17年8月5日規則第76号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第98号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の岩手県規則(以下「改正前規則」という。)の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。

3 改正前規則の様式による用紙等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成18年12月26日規則第153号)

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日規則第100号)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の岩手県産業廃棄物税条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申告書等について適用し、同日前に提出した申告書等については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の岩手県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成20年3月28日規則第29号)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の岩手県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成22年3月31日規則第36号)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の岩手県規則(以下「改正前規則」という。)の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。

3 改正前規則の様式による用紙等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成23年7月22日規則第49号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の岩手県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成25年3月30日規則第57号抄)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月22日規則第76号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日規則第105号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

8 前項の規定による改正後の岩手県産業廃棄物税条例施行規則に定める様式及び別に定める様式は、施行日以後に提出し、又は交付する申請書等又は通知書等について適用し、施行日前に提出し、又は交付した申請書等又は通知書等については、なお従前の例による。

附 則(平成28年7月15日規則第53号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定による改正後の岩手県産業廃棄物税条例施行規則に定める様式及び別に定める様式は、施行日以後に提出し、又は交付する申請書等又は証票について適用し、施行日前に提出し、又は交付した申請書等又は証票については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月31日規則第37号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月28日規則第81号)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

別記様式(第9条関係)

登録番号
第 号

産業廃棄物税

特別徴収義務者証

岩 手 県